

「山形県パートナーシップ宣誓制度」骨子案

1 制度の趣旨

すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

2 制度の概要

互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる者」であるカップルが、お互いがパートナーシップ関係にあることを宣誓し、県がその宣誓を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度。

3 定義

(1) パートナーシップ

互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。

(2) パートナー

パートナーシップにある相手方をいう。

(3) 宣誓

パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

4 制度の基本設計

(1) 制度の名称

「山形県パートナーシップ宣誓制度」とする。

(2) 宣誓をすることの効力

法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもない。

(3) 利用対象者

双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる者」である二者。

(4) 宣誓の要件等

ア 宣誓の要件

- ① 双方がともに成年に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ・双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ・双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- ③ 双方が現に婚姻をしていないこと。
- ④ 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- ⑤ 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

イ 提出書類

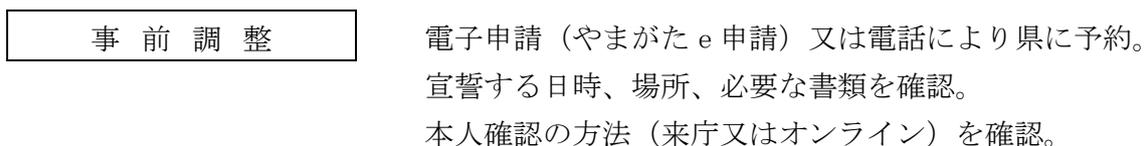
- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 宣誓要件に関する確認書
- ③ 住民票の写し
- ④ 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類又は戸籍抄本

5 宣誓の手続きの方法等

(1) 手続きの窓口

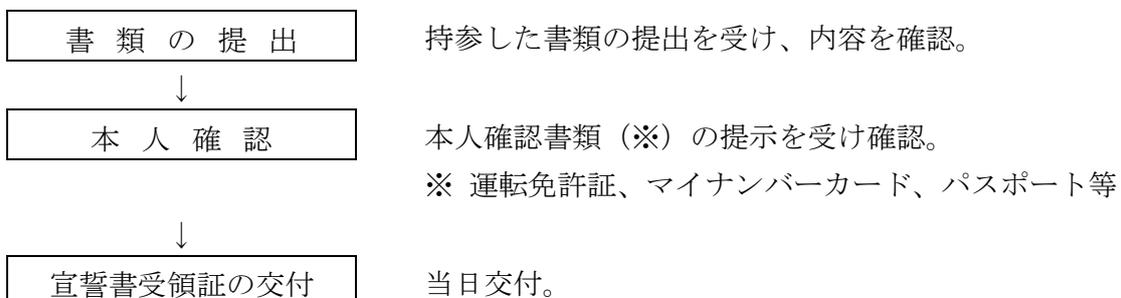
山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課

(2) 手続きの流れ



↓

<来庁による本人確認>



<オンラインによる本人確認>

書類の提出

郵送で書類の提出を受け、内容を確認。



本人確認

インターネット（Web会議システム）を使用し
本人確認書類の提示を受け確認。



宣誓書受領証の交付

郵送により交付。

(3) 宣誓書受領証の交付

ア 証明の内容

「二者がパートナーシップ関係にあると宣誓したこと」を証明する宣誓書受領証を交付する。
(個人の性自認や性的指向を証明するものではない。)

イ 宣誓書受領証の形式

携帯用のカード2枚（宣誓者に1枚ずつ交付、二者の氏名及び生年月日を記載。）

ウ 宣誓書受領証の付記事項

- ・生計を同一とする未成年の子（実子又は養子）の氏名及び生年月日
- ・日常的に通称名を使用している場合は、宣誓書受領証の表面に通称名を記載するとともに、戸籍上の氏名を裏面に記載する。
- ・本人が病気やけがで緊急の場合を想定し、パートナーの氏名と緊急連絡先を自署する欄を設ける（記入は任意）。

エ 宣誓書受領証の有効期限

なし

(4) 宣誓書受領証等の再交付

紛失、毀損等により宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を自ら記入し、当該書類を知事に提出しなければならない。

(5) 宣誓書受領証の返還を要する場合

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・宣誓者の一方が死亡したとき
- ・宣誓の要件を満たさなくなったとき
- ・宣誓書等の内容に虚偽があったとき（宣誓は無効となる）
- ・宣誓書受領証又は宣誓書の写しを不正に使用し、偽造し、又は変造したとき

6 本制度に対応する行政サービスの提供等

県は、本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供する。

(例：県営住宅への入居、県立病院における面会等)

市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し、法律上の婚姻の場合と同等のサービスを提供してもらえよう働きかけていく。

7 制度運用開始時期

令和6年1月を予定。